

【産科医療補償制度】について

お産の現場では、予期せぬ出来事が起こってしまうことがあります。「産科医療補償制度」は、お産をしたときになんらかの理由で重度の障害を抱えた赤ちゃんとそのご家族のことを考えた新しい仕組みです。

★ 当院は、「産科医療補償制度」の登録医療機関になります。

「産科医療補償制度」に対する費用は一出産児当たり 3 万円になりますが、当院では分娩料金に含まれていますので、別にご負担を頂くことはありません。尚、この制度に加入する医療機関では、「**出産育児手当金が通常より 3 万円増額され支払われますので、患者さんの実質的負担は変更ありません。**」

■ **産科医療補償制度の目的：どんな制度なのでしょう？**

- ① 分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の赤ちゃんにご家族の経済的負担を補償します。
- ② 脳性麻痺発症の原因分析を行い、将来の脳性麻痺の予防に関する情報を提供いたします。
- ③ これらにより、紛争の防止、早期解決および産科医療の質の向上を図る目的があります。
- ④ 2009 年 1 月 1 日以降の分娩が対象になります。

※ この制度についての詳細は“財団法人日本医療機能評価機構”産科医療補償制度 (<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/index.html>) をご覧ください。

この新規事業は、全国全ての医療機関が加入対象となります。分娩医療機関がこの制度に加入することにより、その施設で分娩された方全てが補償の対象となります。妊婦様の個人加入ではなく、医療機関単位での全員加入制度です。

掛け金：	お一人 3 万円（当院で分娩される方は全員加入になります）で、病院が一括で支払います。
補償額：	3 0 0 0 万円（一時金 6 0 0 万円、補償金 1 2 0 万円/年 × 2 0 回）
対象児：	出生児体重が 2000g 以上かつ在胎週数 33 週以上で身体障害者等 1.2 級相当の者（先天異常・染色体異常・未熟児・感染などは対象外）

制度の主旨をご理解いただき、書類への必要事項の記載などを含め、ご協力をよろしく願い申し上げます。

大阪警察病院長